

## 安定ヨウ素剤予防服用に当たって

災害対策本部が、安定ヨウ素剤予防服用の措置を講じた場合、誤った服用による副作用を避けること、安定ヨウ素剤を的確に管理すること及び周辺住民等が確實かつ可及的速やかに服用することが必要である。このため、実際的には、周辺住民の家庭等に、あらかじめ安定ヨウ素剤を事前に配布するのではなく、周辺住民等が退避し集合した場所等において、安定ヨウ素剤を予防的に服用する。

## (1) 服用対象者

40歳未満を対象とする。

ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。

- ・ ヨウ素過敏症の既往歴のある者
- ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者
- ・ 低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者
- ・ ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

安定ヨウ素剤の配布時に、パンフレット等に上記4項目を記載し、これらの項目に該当しない者に、安定ヨウ素剤を配布する。

## (2) 服用回数

1回を原則とする。

なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させること。

## (3) 服用量及び服用方法

以下の表に示す。

対象者	ヨウ素量	ヨウ化カリウム量
新生児 <sup>(注1)</sup>	12.5 mg	16.3 mg
生後1ヶ月以上3歳未満 <sup>(注1)</sup>	25 mg	32.5 mg
3歳以上13歳未満 <sup>(注2)</sup>	38 mg	50 mg
13歳以上40歳未満 <sup>(注3)</sup>	76 mg	100 mg

(注1) 新生児、生後1ヶ月以上3歳未満の対象者の服用に当たっては、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水（滅菌蒸留水、精製水又は注射用水）に溶解し、単シロップを適量添加したものを用いることが現時点では、適当である。

(注2) 3歳以上13歳未満の対象者の服用に当たっては、3歳以上7歳未満の対象者の服用は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水（滅菌蒸留水、精製水又は注射用水）に溶解し、単シロップを適量添加したものを用いることが現時点では、適当である。また、7歳以上13歳未満の服用に当たっては、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬1丸（ヨウ素量38mg、ヨウ化カリウム量50mg）を用いることが適当である。

(注3) 13歳以上40歳未満の対象者の服用に当たっては、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いることが適当である。

- (注4) なお、医薬品ヨウ化カリウムの製剤の実際の服用に当たっては、就学年齢を考慮すると、7歳以上13歳未満の対象者は、概ね小学生に、13歳以上の対象者は、中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学1年～6年生までの児童に対して一律、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬1丸、中学1年以上に対して一律、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸を採用することが実際的である。また、7歳以上であっても丸薬を服用できない者がいることに配慮する必要がある。
- (注5) 40歳以上については、放射性ヨウ素による被ばくによる甲状腺がん等の発生確率が増加しないため、安定ヨウ素剤を服用する必要はない。
- (注6) 医薬品ヨウ化カリウム、滅菌蒸留水、精製水、注射用水、単シロップ等は、原子力災害時に備え、あらかじめ準備し、的確に管理するとともに、それらを使用できる期限について注意する。